

第17回新型コロナウイルス感染症対策本部員会議

●会議決定事項・報告事項等

緊急事態宣言に伴う休業要請及び「岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（仮称）」の実施概要について、下記のとおり説明（別添資料）

①協力金対象者

全国都道府県に発出された「緊急事態措置等」により、施設の休止や営業時間短縮の要請を受けた施設を運営する中小企業及び個人事業主。

②要件

4月18日～5月6日までのすべての期間において休業等の要請に協力いただくことなど。

※休業を要請しない飲食店、料理店、喫茶店等についても、夜20時から翌朝5時までの夜間の時間帯の営業自粛に向け営業時間短縮する場合（酒類の提供は19時まで）は対象。（終日休業も含む。）

③支給額

1事業者あたり50万円

（岐阜県が給付するが、岐阜市は1/2、その他の市町村は1/3を負担する。）

意見

面積要件で協力金の「対象」「対象外」が分かれるか。

⇒施設の種類の「対象」「対象外」が分かれるが、面積要件では「要請の内容」が変わるだけである。「協力金支給対象施設」（別紙）の「対象／対象外」の欄で区別されている。

⇒本市の周知状況

本日朝より、商工会議所を通して、会議所会員、飲食店組合等関係団体の組合員等に「協力金実施概要」を配布、又はFAX送信を行っている（フェイスブックでも発信）。組合等に所属していない事業者については、商工会議所、商工課より個別に電話にて周知を行っている。

市役所、商工会議所のホームページにも掲載した。その他、休業要請については、防災行政無線、防災ラジオ等で周知、協力金については絆メール、LINEで周知。

指示事項

現に「休業要請」「協力金」のことを知らない事業者がいた。あとで「知らなかつ

令和2年4月17日

た」ということがないように、「休業要請」「協力金」の対象施設や内容について更に周知すること。(⇒商工課、生活安全課で電話にて個別に周知)

「協力金」の対象施設について、面積区分(「1,000㎡超」、「1,000㎡以下」等)が表記してあるのが紛らわしいので誤解する可能性がある。事業者や情報発信をお願いした商工会議所にも正確な情報を伝えること。